別表国土交通省の部内部局の項中「政策評価審議官」を「政策評価審議官　サイバーセキュリティ・情報化審議官」に、「安全衛生室長」を「労働環境対策室長」に改め、「首席安全・危機管理監察官」を削り、「首席整備審査官」を「首席整備審査官　首席航空従事者試験官」に改め、「首席航空従事者試験官」を削り、「システム開発評価・危機管理センター所長」を「システム開発評価・危機管理センター所長　航空情報センター所長　先任航空情報管理管制運航情報官　飛行検査センター所長」に改め、「航空情報センター所長　飛行検査センター所長　先任航空情報管理管制運航情報官」を削り、同部地方整備局の項中「計画管理官」を「計画企画官」に改め、「合同庁舎管理主査」を削り、「専門官（人事課に所属する者に限る。）」を「専門官（人事課に所属する者に限る。）　合同庁舎管理主査」に改め、同部北海道開発局の項中「上席開発事務専門官（人事又は職員団体」を「上席開発事務専門官（人事、組織、職員団体又は庁舎管理」に改め、「開発事務専門官（人事」の下に「、組織、予算」を加え、「開発専門職（人事又は職員団体に関する事務を担当する者に限る。）　人事係長　予算係長　文書係長　庁舎係長　宿舎係長　人事係員　労働係員」を「上席開発計画専門官（予算に関する事務を担当する者に限る。）　開発専門職（人事、組織又は職員団体に関する事務を担当する者に限る。）」に改め、同部空港事務所の項中「空港安全対策官」を削り、「航空保安防災課長（東京空港事務所又は大阪空港事務所に所属する者に限る。）」を「空港保安防災課長」に改める。

別表気象庁の部内部局の項中「火山防災情報調整室長」を「火山防災情報調整室長　火山監視・警報センター所長」に改め、同部管区気象台の項中「課長補佐（管理）」を「地域火山監視・警報センター所長　課長補佐（管理）」に改める。

別表環境省の部内部局の項中「部長」を「部長　サイバーセキュリティ・情報化審議官」に、「調査官　環境情報室長」を「地方環境室長　調査官　政策評価室長」に改め、「地方環境室長」を削り、「リサイクル推進室長」を「リサイクル推進室長　災害廃棄物対策室長」に、「墓苑管理事務所長」を「千鳥ケ淵戦没者墓苑管理事務所長」に改め、「参事官補佐（参事官の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。）」を削る。

別表原子力規制委員会の部原子力規制庁の項中「審議官　課長」を「審議官　サイバーセキュリティ・情報化参事官　課長」に、「法務室長」を「法務室長　監査・業務改善推進室長」に改める。

別表人事院の部事務総局の項中「職員団体審議官」を「サイバーセキュリティ・情報化審議官　職員団体審議官」に、「広報情報室長」を「参事官　情報管理室長　広報室長」に、「能率厚生管理室長参事官」を「能率厚生管理室長」に改め、「監理官」及び「上席災害補償専門官」を削り、「上席連絡調整官」を「上席災害補償専門官」に改め、「参事官補佐（総括）」を削る。

別表会計検査院の部事務総局の項中「審議官　課長」を「審議官　サイバーセキュリティ・情報化参事官　課長」に改める。

別表備考第一項中「平成二十八年二月二十九日」を「平成二十八年五月三十一日」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。